

令和7年度 被扶養者の再認定について

当健保組合では医療費等の適正化等を目的として、被扶養者の収入や居住など生計状況をあらためて調査する再認定を毎年実施しています。今年度は当健保組合が選定した事業所(※)における令和7年4月1日時点で18歳以上の被扶養者を実施対象(ただし令和7年4月1日以降に被扶養者となった方は対象外)とし、実施対象となった被扶養者がいる被保険者へは9月初旬に事業所担当課を経由して調査票である「健康保険被扶養者確認調書」をお届けしています。

つきましては、確認調書が届いた方も届いていない方も以下をご確認いただき、適正な被扶養者の認定に引き続きご協力をお願いいたします。

※被保険者の勤務先のこと

✓ 健康保険被扶養者確認調書が届いた方はこちらをお読みください

同時にお届けしている[パンフレット](#)に沿って、必要事項を確認調書にご記入いただくこととなりますが、以下に記入例を紹介いたします。なお、ご記入後の確認調書は必ず事業所担当課が指定する期日までに同課へご提出ください。また、被扶養者についての具体的なご相談につきましても同課にお申し出ください。

記入例1 (確認調書にあらかじめ記載されている内容に訂正が無く、被扶養者の削除も無い場合)

記入例2 (確認調書にあらかじめ記載されている内容に訂正がある場合)

記入例3 (被扶養者の削除が必要な場合)

※記入例2に該当の場合は「[被扶養者諸変更・訂正届](#)」、記入例3に該当の場合は「[被扶養者異動届](#)」、にそれぞれ当該被扶養者の資格確認書(または健康保険証)を添付のうえ事業所担当課に提出してください。

✓ 健康保険被扶養者確認調書が届いていない方はこちらをお読みください

確認調書が届いていない被保険者におかれましては、被扶養者がいる場合でも今年度の再認定の対象ではありません。貴方の被扶養者の生計状況等に変化が生じて、もし被扶養者からの削除が必要になった場合は、速やかに事業所担当課を経由して当健保組合に届出いただくようお願いいたします。(任意継続被保険者の場合は当健保組合に直接届出ください。)

次年度以降の再認定時等において、本来必要な削除が届出されていないことが判明した場合は、削除する事由の発生日に遡及した削除の届出をいただくと同時に、遡及期間の当該被扶養者に対する医療給付等は被保険者から返納いただくこととなりますのでご注意ください。

以上